

## 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について

### 1 検査の背景

本院は、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」）等を対象に、①大会の開催に向けた取組等の状況、②各府省等が実施する大会の関連施策等の状況を検査し、その結果を報告することを求める要請を受けた。そして、平成30年10月4日に、会計検査院長から参議院議長に対してその結果を報告した（以下「30年報告」）。本院は、30年報告において、引き続き大会の開催に向けた取組等の状況及び各府省等が実施する大会の関連施策等の状況について検査を実施して、その結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

### 2 検査の着眼点

本院は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」）に向けた取組状況等に関する各事項について、①国は、大会の開催に向けて、大会の準備及び運営を行う主体である公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」）、開催都市である東京都等とどのように情報共有を図るなどして相互に連携して、取組内容等の調整を図っているか、②国が既にその一部を負担している経費や今後負担することとなる経費が含まれている大会の開催に要する経費（以下「大会経費」）の試算等の内容はどのようになっているか、特に、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局（以下「オリパラ事務局」）は、30年報告を踏まえて、大会との関連性に係る区分及びその基準を整理した上で、大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務について、各府省等から情報を集約して業務の内容、経費の規模等の全体像を把握し、公表しているか、③国が東京都に交付した東京パラリンピック競技大会開催準備交付金（以下「パラリンピック交付金」）について、大会組織委員会によるパラリンピック競技大会の大会施設及び運営に必要な経費（以下「パラリンピック経費」）の執行、共同実施事業管理委員会によるパラリンピック経費の確認及び東京都による額の確定は適切に行われているか、④新国立競技場等の大会施設の整備状況等はどのようになっているか、特に、新国立競技場の整備に係る財源の確保、大会終了後の活用方法の検討等について、30年報告以降の進捗状況はどのようになっているか、⑤各府省等が実施する大会の関連施策の実施体制及び実施状況はどのようになっているか、また、実施内容は大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後に残すべきレガシーの創出に資するものとなっているか、特に、30年報告において課題等が見受けられた大会の関連施策についての実施状況は改善されているか、⑥各府省等が実施する大会の関連施策以外に、東京都（大会施設が所在する11市区を含む。）、都外自治体である8道県15市町等が実施する大会の関連施策等に対する各府省等の支援状況はどのようになっているかなどに着眼して検査を実施した。

（注1） 共同実施事業管理委員会 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の役割（経費）分担に関する基本的な方向について」に基づき、大会経費のうち、大会準備のために、大会組織委員会が東京都、国等の役割（経費）分担に応じた負担金を使用して実施する事業である共同実施事業に関し、コスト管理・執行統制等の観点から、国、東京都及び大会組織委員会の三者間において、大会組織委員会による各種取組等について確認の上、必要に応じて指摘を行うことなどにより共同実施事業の適切な遂行に資する管理を行うことを目的とする協議の場

### 3 検査の結果

#### （1）大会の開催に向けた取組等の状況

##### ア 大会経費の試算等の状況

オリパラ事務局は、30年報告の所見を受けて、30年報告において各府省等が実施する大会の関連施策として報告した14府省等の計286事業、25年度から29年度までの支出額計8011億円について、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」（以下「政府の取組状況報告」）との関係、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算（以下「オリパラ関係予算」）との関係等を基に、

大会の準備、運営等に特に資する事業(8府省等、53事業、1725億円)等に分類して公表している。

また、オリパラ事務局は、大会の関連施策の経費について、30年度補正予算案及び31年度当初予算案におけるオリパラ関係予算を31年1月に公表しており、この際、30年報告の所見等を踏まえて、25年度以降の予算額のうち、新たにオリパラ関係予算と位置付けられる事業についても改めて整理して公表している。25年度以降のオリパラ関係予算の合計額は、9府省等の計56事業に係る計2197億0200万円となっている。

令和元年6月7日には、過年度から継続して実施してきたこれまでの主な取組の内容に、平成30年度の主な取組や今後の主な取組の内容を追記するなどして取りまとめられた政府の取組状況報告(以下「令和元年取組状況報告」)が国会に提出された。

オリパラ事務局が、30年報告の所見の趣旨を踏まえて、大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務を公表しているかについてみたところ、オリパラ事務局は、オリパラ関係予算が公表された28年度以降にオリパラ関係予算に該当するもので国庫債務負担行為として計上されていた予算計398億1430万円のうち、警察庁及び総務省において令和2年度の支出予定額とされている国庫債務負担行為計134億0982万円について、平成30年度補正予算案及び31年度当初予算案においてはオリパラ関係予算として公表していなかった。また、大会の準備の進捗に伴い、新たに大会組織委員会と協議して実施している業務について、令和元年取組状況報告に記載されていないものが1業務、事業費5097万円見受けられた。さらに、JSCが、大会の開催に係る事業に対して実施する助成について、文部科学省において、スポーツ振興投票において発売するスポーツ振興投票券(以下「スポーツ振興くじ」)の売上げによる収益を原資とした事業であることから令和元年取組状況報告に記載していないとしている事業が見受けられた(大会組織委員会に対する財政支援(平成26年度～30年度計23億5863万円)、地方公共団体又は民間団体に対する財政支援(27年度～30年度計49億1627万円))。

## イ パラリンピック経費の執行状況

### (ア) パラリンピック経費の概要

文部科学省は、平成29年度一般会計補正予算においてパラリンピック交付金300億円を計上して、30年3月に東京都へ同額を交付していて、東京都は、既存の基金に積み立てて自らの資金と区分経理している。パラリンピック経費における国の負担額の状況は、30年度までで計14億4336万円、300億円に対する執行割合は4.8%となっていて、執行割合が低調となっている理由について、大会組織委員会は、特に多額の経費が必要とされる仮設等の大会施設の整備に係る工事の多くにおいて、令和元年度からの整備が予定されているためであるとしている。

### (イ) パラリンピック経費の確認状況

大会組織委員会が、東京都及び国等で負担する資金を使用して実施する共同実施事業については、共同実施事業管理委員会が、経費、コスト管理及び執行統制の強化等について協議して、これらに関する事情等につき確認し、必要に応じて国、東京都及び大会組織委員会に対して指摘、助言等を行うこととされている。そして、共同実施事業管理委員会は、パラリンピック経費について、パラリンピック経費の基本的な考え方に沿って適切かどうかを確認している。

検査したところ、パラリンピック交付金の交付対象とされた5契約に係る平成29、30両年度のパラリンピック経費計4166万円(うちパラリンピック交付金相当額計1041万円)について、委託費の精算に当たり、委託業務に従事した人日数等の確認を十分に行っていなかったり、仕様書において、受託者が実施すべき業務の内容が明確に記載されていなかったりするなど、大会組織委員会の会計処理規程、契約書等に基づく適切な会計経理がなされていない事態が見受けられた。また、パラリンピック交付金の交付対象とされた2契約に係る29、30両年度のパラリンピック経費計4135万円(うちパラリンピック交付金相当額計1033万円)について、パ

オリンピック経費の基本的な考え方に照らして、オリンピック経費とパラリンピック経費の適切な案分方法について十分に検討すべきであったと認められる事態が見受けられた。

#### ウ 大会施設の整備状況

##### (ア) 大会施設の概要等

主な大会施設は、令和元年7月末現在で9都道府県の26市区町にわたって45か所となっており、このうち43か所の競技会場が9都道府県にわたって所在している。43か所の競技会場については、大会を契機に新規に建設するものが8か所あり、残りの35か所については、既存の競技施設をそのまま又は改修して使用したり、競技施設以外の施設等を一時的に使用したりするなどとされている。

##### (イ) JSCによる新国立競技場の整備

新国立競技場の整備に伴う経費の執行状況についてみると、平成30年度までの契約金額計2073億円に対して支払額は計1362億円となっている。令和元年10月末現在のスタジアム本体等の工事等を行う第Ⅱ期業務の進捗状況を確認したところ、JSCによると、同年11月末の新国立競技場の完成に向けて、支障なく進捗しているとしている。

##### (ロ) 日本中央競馬会による馬事公苑の整備

元年10月末現在の整備の進捗状況について確認したところ、日本中央競馬会(以下「JRA」)によると、大会開催時に利用が想定される施設を対象とした第1期工事について同月に予定していた全面しゅん工は一部建物の鉄骨工事における作業の遅れにより同年12月に変更される予定であるとしていて、特別振興資金を財源として、平成30会計年度までに計177億6517万円を支払っている。

##### (ハ) 大会組織委員会による大会施設の整備

大会組織委員会が行うこととなっている大会期間中に一時的に必要な建物、観客席、電源設備等の施設や大会の運営上必要なプレハブ、テント等の設置・撤去(以下「仮設整備及びオーバーレイ整備」)は、各施設によりその規模は異なるものの、全ての大会施設45か所で整備が必要となるものであり、令和元年7月末現在において、実施設計中のものが36か所、工事に着手しているものが8か所となっている。

#### エ 新国立競技場の整備に係る財源確保等の状況

##### (ア) 整備費用に係る分担決定の状況

平成27年12月に新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において決定された整備に係る財源、分担対象経費、分担割合等の内容(以下「財源スキーム」)に基づく国、東京都等の分担内容は、スタジアム本体・周辺整備に係る工事及び設計・監理等に要する支出見込額計1590億円と旧競技場の解体工事に係る支出額又は支出見込額計55億円の合計1645億円から、JSCが実施して負担する上下水道工事に要する支出見込額27億円及びJSCが実施して東京都に引き渡して東京都が負担する道路上空連結デッキ整備に要する支出見込額37億円を除く1581億円を分担対象経費として、国は1/2相当額である791億円を負担し、東京都は1/4相当額である395億円を負担して、残りの395億円については、JSCが実施するスポーツ振興くじの売上金額の一部を財源として充てることとなっている。

財源スキームに基づく東京都の負担見込額395億円については、JSCは、30年報告の所見も踏まえて、東京都と協議を進めて、費用負担額及び負担の方法に関する基本協定書を締結して、東京都は、令和元年度から3年度までに395億円を負担するとされ、平成31年度の年度協定書によれば、同年度に東京都が負担する額は、大会終了後に整備するとされた地表公園の整備費用を除いた394億円を上限とすることとされた。

財源スキームにおける経費の見込額計1645億円に対する30年度末現在の契約金額、支払額の状況を確認したところ、契約金額の合計額については上下水道工事等に係る契約の増額により計1664億円となっており、これに対する支払額は計1087億円となっている。

(イ) 文部科学省及びJSCによる財源確保の状況

25年度から30年度までのJSCの特定業務勘定の決算の状況を確認したところ、特定金額<sup>(注2)</sup>については、28、29両年度は100億円を上回っていたが、スポーツ振興くじの売上金額が29年度の1080億円から30年度は948億円と減少したことから、30年度の特定金額は94億円と100億円を下回っている。JSCが示した令和元年10月末現在における特定業務勘定の収支の見通しによると、30年報告で報告した長期借入金311億円のほか、平成31年3月に借り入れた256億8000万円、また、令和元年12月及び2年7月に借り入れる予定としている計212億2000万円の長期借入金の返済期間は12年度までと長期にわたるものとなっている。財源スキーム上の分担対象経費の半分以上は特定金額による負担に依存する形となっていて、上記収支の見通しは、3年度以降、特定金額として110億円の収入が回復すると仮定したものである。

(注2) 特定金額 国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務である特定業務に充てる金額

(ウ) 大会終了後の運営管理、活用方法等の検討状況

JSCは、30年報告の所見も踏まえて、民間事業化の事業スキーム構築に向けて、民間事業者からのヒアリングを行うなどして民間事業化の導入可能性の評価をしたり、コンセッション事業を行う場合の実施方針素案等を作成したりするアドバイザー業務を平成30年度末までに実施するとともに、大会後の新国立競技場について、どのような改修整備ができるかを技術的及び法令的に検証する業務を実施している。新国立競技場の完成後は、施設の規模に相応の維持管理費(点検・清掃費用等の保全コスト、修繕コスト及び電気・ガス・上下水道に要するコスト)が毎年度必要となる。しかし、令和元年10月末現在では、大会終了後の改修について、その内容や財源等は決まっていない。また、新国立競技場の完成後のJSCが負担する維持管理費については、新国立競技場の運営収入で負担しきれない場合、新たな国の負担が生ずる可能性がある。

(2) 各府省等が実施する大会の関連施策等の状況

ア 各府省等が実施する大会の関連施策の全体状況等

令和元年取組状況報告に記載された15分野71施策の取組内容に該当する事業と当該事業の平成25年度から30年度までの支出額について、本院が各府省等に調書の提出を求めて集計したところ、14府省等において「大会の円滑な準備及び運営」に資する8分野の45施策に係る179事業、「大会を通じた新しい日本の創造」に資する7分野の26施策に係る159事業及び両方にまたがる取組内容であり、区分が困難な2事業の計340事業が実施されていて、それらに係る支出額は計1兆0600億円となっている。

イ 「大会の円滑な準備及び運営」及び「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策の状況

大会の関連施策の実施状況についての30年報告の検査結果に対して執られた改善の処置の状況について確認するとともに、特に「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策に重点を置いて、各府省等が30年度までに実施した大会の関連施策の実施状況を検査した。検査したところ、内閣サイバーセキュリティセンターが実施したリスク評価の取組に当たり、第3回のリスク評価の取りまとめ時点において、第2回で対応が必要なリスクを特定した25事業者のうち、リスク対応を完了したのは2事業者にとどまっていた。厚生労働省は感染症のリスク評価の自治体向けの手順書を策定したものの、ホストタウンの事前キャンプ地として決定している59地方公共団体のうち24地方公共団体では感染症のリスク評価を実施していなかった。法務省が各空港に設置した顔認証ゲートと指紋認証ゲートそれぞれの日本人出帰国者数に対する利用者数の割合について確認したところ、顔認証ゲートについては増設に伴い増加している一方、指紋認証ゲートについては低下していた。環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し

稼働している再生可能エネルギー由来の水素ステーションは、30年報告後も半数以上の設備が二酸化炭素排出削減量の目標値を達成していなかった。厚生労働省が30年度に新たに委託して作成した視聴覚教材による外国人建設就労者に対する安全衛生教育は、効果的に行われるようその活用状況等の把握に努めていく必要があると認められた。オリパラ事務局が推進するホストタウンとして登録されている団体における30年度の交流事業には、全く実施されていない事業があった。国土交通省が実施した訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金、訪日外国人旅行者受入基盤整備事業費補助金及び訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金による補助事業は、30年報告後も事業評価プロセスの一部が遅れているなどPDCAサイクルを適切に機能させることができていない状況であった。オリパラ事務局等が日本文化の魅力を発信する事業・活動であることなどの要件を満たす事業をbeyond2020プログラムとして認証する取組等は、その認知度が向上しているとは言い難い状況となっていた。農林水産省が農泊地域の創出に当たって実施する事業について、30年報告において対象とした29年度に農泊推進関連対策を実施した団体について30年度の農泊推進対策を実施できたか確認したところ、半数近くの団体による農泊推進対策が採択されていなかったなどしていた。このように、各府省等が実施する様々な施策において、大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後のレガシーの創出に資するための課題等が見受けられた。

#### 4 検査の結果に対する所見

オリパラ事務局、各府省等、JSC及びJRAは、大会の成功に向けて、引き続き次の点に留意するなどして、大会組織委員会、東京都、都外自治体等の関係機関と相互に緊密な連携を図って大会の準備、運営等に係る取組を適時適切に実施していく必要がある。

ア オリパラ事務局は、国が担う必要がある業務について国民に周知して理解を求めるために、各府省等から情報を集約して、業務の内容、経費の規模等の全体像を把握して公表することについて充実を図っていくこと

イ 国は、共同実施事業管理委員会の一員として、共同実施事業負担金のうちパラリンピック交付金を財源の一部とするパラリンピック経費について、大会組織委員会の会計処理規程、契約書等に基づく適切な会計経理が行われたものであるか、また、パラリンピック経費の基本的な考え方に沿ったものとなっているかなどの確認がよりの確に行われるように働きかけていくこと

ウ JSC及びJRAは、引き続き、大会の開催に支障のないよう、所有する大会施設の仮設整備及びオーバーレイ整備を実施する大会組織委員会と十分な調整を行っていくこと

エ JSCは、引き続き文部科学省、関係機関等と協議するなどして速やかに大会終了後の新国立競技場の改修に関する内容の検討を行ったり、民間の投資意向等と国及びJSCの財政負担等を総合的に勘案しつつ財務シミュレーション等を行ったりすること、文部科学省は、その内容を基に民間事業化に向けた事業スキームの検討を基本的考え方に沿って遅滞なく進めること

オ 大会の関連施策を実施する各府省等は、大会組織委員会、東京都等と緊密に連携するなどして、その実施内容が大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後のレガシーの創出に資するよう努めること、特に大会の開催に向けて更なる取組が必要と認められた事業については、個々の施策の目的に沿って課題等の解消に向けて取り組むこと、オリパラ事務局は、引き続き大会の関連施策の実施状況について政府の取組状況報告等の取りまとめにより把握するとともに、各府省等と情報共有を図るなどしてオリパラ基本方針の実施を推進すること

本院としては、大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技大会であることなどに鑑み、30年報告に続き、今回、30年報告の検査結果に対する改善状況、大会の開催に向けた取組等について分析して報告することとした。そして、国も大会組織委員会、東京都等と共に、大会の準備や運営に注力していくことになることから、引き続き、大会の開催に向けた取組等の状況及び各府省等が実施する大会の関連施策の状況について総括的な検査を実施して、その結果については、大会の終了後に取りまとめが出来次第報告することとする。